平成31年度税制改正要望 参考資料

平成30年8月

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

平成31年度税制改正要望事項

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

1. 復興特区関係

（1）　機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充　・・・　1
（2）　被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充　・・・　2
（3）　開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の拡充　・・・　3

2. 福島関係

（1）　避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充　・・・　4
（2）　帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設　・・・　5

3. 被災代替資産関係

（1）　被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長　・・・　6
（2）　被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長　・・・　7
（3）　被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等　・・・　8

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

（1）　「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化　・・・　9

5. その他

（1）　防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の廃止　・・・　10

復興特区関係：機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充

現行制度

○ 平成33年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。（福島県以外については、平成31年4月1日から措置率が引き下げられる）

	特別償却		税額控除	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50%（即時償却）	34%（即時償却）	15%（15%）	10%（15%）
建物・構築物	25%（25%）	17%（25%）	8%（8%）	6%（8%）

※特別償却と税額控除は選択適用。括弧内は福島県の率。
※143市町村において復興産業集積区域が定められている。
※本措置＜法37条＞、被災者雇用の税額控除＜法38条＞、新規立地促進税制＜法40条＞はいずれかの選択適用。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生については福島県に加え、特に著しい被害を受けた津波被災地域においても未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、引き続き同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

改正内容

○ 津波被災地域（雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内）の復興産業集積区域に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間の特別償却率及び税額控除率を引き下げず、平成31年3月31日までと同水準とする。

（注）雇用等被害地域とは、復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

【改正前】

	特別償却		税額控除	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50%（即時償却）	34%（即時償却）	15%（15%）	10%（15%）
建物・構築物	25%（25%）	17%（25%）	8%（8%）	6%（8%）

※特別償却と税額控除は選択適用。括弧内は福島県の率。

【改正後】

	特別償却		税額控除	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50%（即時償却）	50%・34%（即時償却）	15%（15%）	15%・10%（15%）
建物・構築物	25%（25%）	25%・17%（25%）	8%（8%）	8%・6%（8%）

※特別償却と税額控除は選択適用。赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

復興特区関係：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充

現行制度

○ 平成33年３月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(注)に対する給与等支給額の10%(福島県以外の平成31年4月1日以降に指定を受けた個人事業者又は法人は7%)を税額控除できる。

(注)以下のいずれかに該当する者。
①平成23年３月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
②平成23年３月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
税額控除率	10%(10%)	7%(10%)

※括弧内は福島県の率。
※143市町村において復興産業集積区域が定められている。
※本措置＜法38条＞、機械等に係る特別償却等＜法37条＞、新規立地促進税制＜法40条＞はいずれかの選択適用。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生については福島県に加え、特に著しい被害を受けた津波被災地域においても未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、引き続き同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

改正内容

○ 津波被災地域(雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内)の復興産業集積区域に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間に指定を受けた事業者の税額控除率を引き下げず、平成31年3月31日までに指定を受けた事業者と同水準とする。

(注)雇用等被害地域とは、復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。
認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

【改正前】

指定日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
税額控除率	10%(10%)	7%(10%)

※括弧内は福島県の率。

【改正後】

指定日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
税額控除率	10%(10%)	**10%**・7%(10%)

※赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

復興特区関係：開発研究用資産の特別償却等の拡充

現行制度

○ 平成33年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却（福島県は即時償却）ができる（福島県以外については、平成31年4月1日から措置率が引き下げられる）。また、当該特別償却等の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除の適用ができる。

取得日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%（即時償却）	34%（即時償却）

※括弧内は福島県の率。
※143市町村において復興産業集積区域が定められている。

現状と課題

○ 被災地における産業・なりわいの再生については福島県に加え、特に著しい被害を受けた津波被災地域においても未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、引き続き同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

○ 各県の取り組み

（岩手県復興推進計画第2号抜粋）
沿岸部に医薬品の研究開発・製造を行う会社などが立地していることや、研究機関と連携を図り、新製品・新合成技術の開発を進める下地があることなどを踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる医療薬品関連産業の集積を図る。

（宮城県復興推進計画第1号抜粋）
東北大学をはじめとする世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業との連携，外資系企業等の研究開発部門の誘致活動を展開するなど，グローバルな産業エリアを創出するほか，地元企業の国際競争力向上を図るため，成長の著しいアジア等で販路開拓・拡大を促進するなど，グローバルなビジネス展開を支援する。

改正内容

○ 津波被災地域（雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内）の復興産業集積区域に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間の特別償却率を引き下げず、平成31年3月31日までと同水準とする。

（注）雇用等被害地域とは、復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。
認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

【改正前】

取得日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
特別償却率	50%（即時償却）	34%（即時償却）

※括弧内は福島県の率。

【改正後】

取得日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
特別償却率	50%（即時償却）	**50%**・34%（即時償却）

※赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充

現行制度

避難解除区域等※について、被災事業者の事業再開、新規事業者の立地促進等の観点から以下の特例措置が講じられている。

※避難解除区域等：旧緊急時避難準備区域（避難解除区域）、避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域★

特例	概要
被災事業者又は新規事業者が機械等を取得した場合	・機械装置：即時償却又は取得価額の15%の税額控除 ・建物等：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除
被災事業者又は新規事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合	・給与等支給額の20%の税額控除（税額の20%を限度）
被災事業者が将来の事業再開のために資金を積み立てた場合	・積み立てた準備金の損金算入 ・準備金を取り崩して再開投資する場合の特別償却

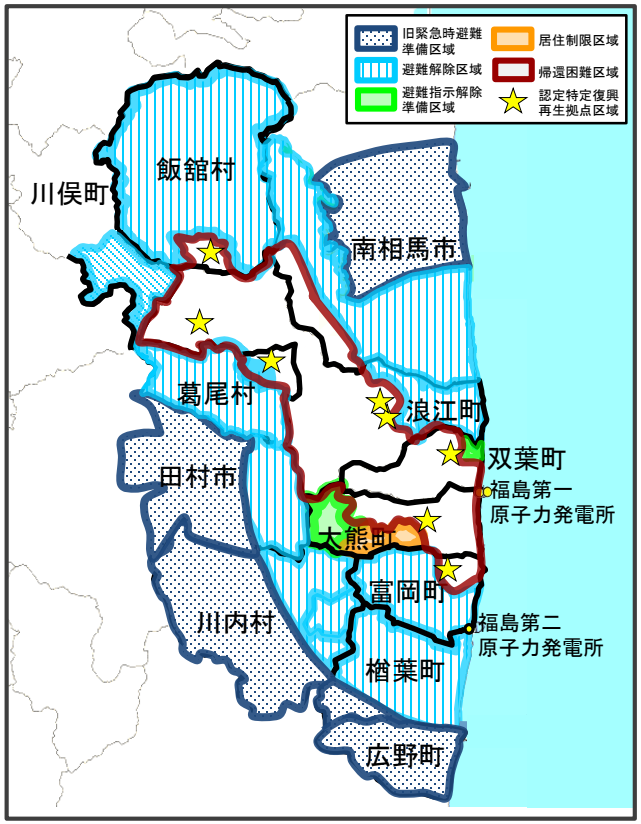

現状と課題

避難解除区域等では、避難指示の長期化等により帰還が進んでおらず、意欲を有する事業者は存在するものの、顧客や従業員の確保が困難であり、商業を始め各業種において、事業再開や企業立地が進んでいない状況にある。

このため、避難解除区域等における事業再開や企業立地を加速させるため、現行の特例措置の適用期限が既に到来している又は復興・創生期間中に到来する区域について、復興・創生期間が終了する平成32年度末まで適用期間を拡充・延長することが必要である。

改正内容

適用期限が既に到来又は復興・創生期間中に到来する区域について、平成32年度末まで適用期間を拡充・延長する。

福島関係：帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設

現状と課題

○ 福島県内の避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、生活環境整備（商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等）が求められている。また、家屋解体等により空き地・空き家が発生するなど、事故前からまちの状況も変化している。

○ 同地域では、行政主体のまちづくりに加えて、まちづくり会社等の民間によるまちづくりの機運が高まっている。

改正内容

○ 福島の帰還環境整備のさらなる推進のため、避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、帰還環境整備推進法人＊ による地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進のために、空き地・空き家の利用を図る際の特例措置を創設する。

①帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置

地域利便の増進に寄与する施設の整備を促進するため、
・ 公共施設整備のために、帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合
・ 複数の空き地を集約して価値を高めるために、帰還環境整備推進法人が土地等の譲渡を受けた場合
において、以下の特例措置を創設する。

【所得税・法人税】
・譲渡に係る譲渡益から1,500万円の特別控除
・個人が土地等を譲渡した場合の税率の軽減等

【登録免許税】
・地上権等の設定登記等 （本則1%→0.5%）
・所有権の移転登記 （本則2%→1%）

【固定資産税・都市計画税】
・課税標準の2/3を控除

【不動産取得税】
・課税標準の1/5を控除

＜空き家を改修した公共施設の例＞

住民交流拠点施設「まち家世田米駅」（岩手県住田町）

＜土地等の集約化のイメージ＞

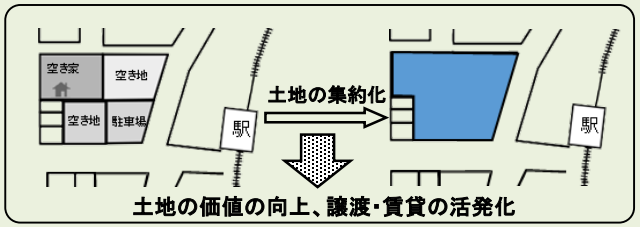

②帰還環境整備推進法人に土地等の管理を委託した場合の特例措置

帰還環境整備推進法人が、空き地・空き家の所有者からの委託を受け、
地域利便の増進に寄与する施設として管理する場合において、以下の特例措置を創設する。

【固定資産税・都市計画税】
・課税標準の2/3を控除

＜空き地の活用の例＞

コミュニティガーデン（宮城県石巻市）

＊ 福島復興再生特別措置法に基づき、避難指示・解除区域をその区域に含む福島県内12市町村のまちづくりや帰還環境整備のパートナーとして、各種の帰還環境整備に係る業務を適正かつ確実に行うことができる団体を市町村が指定するもの

被災代替資産関係：被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

現行制度

○ 個人又は法人が、平成31年3月31日までの間に、以下の①、②に該当する場合、その取得価額の一定割合の特別償却ができる。

①東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合

②建物、構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合

※　制度経緯
・平成23年度　創設
・平成26年度　特別償却割合の引き上げの適用期間を2年間（平成26年4月1日～28年3月31日）延長
・平成28年度　特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲を見直した上で、適用期限を3年間（平成31年3月31日まで）延長

現状と課題

地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

また、福島の原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、本格的な復興・再生に向けスタートを切ったところであり、今後、官民合同チーム等による支援を通じ、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。

改正内容

本特例措置の適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
特別償却の割合は現行の償却率を維持して下表のとおりとする（中小企業者等の場合）。

減価償却資産の種類	H31.3.31～H33.3.31
機械及び装置等	24%
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%

（注）中小企業者等以外の法人の場合は、機械及び装置等：20%、建物又は構築物（増築部分含む）：10%

被災代替資産関係：被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

現行制度

○　東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産（被災代替償却資産）を平成31年３月31日までの間に、一定の被災地域内（災害救助法が適用された市町村の区域）において取得又は改良した場合には、その後４年度分の固定資産税の課税標準を価格の２分の１とする。

被災代替償却資産を取得又は改良

※ 災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に限る。

取得又は改良後、**４年度分**の固定資産税の**課税標準を１／２**

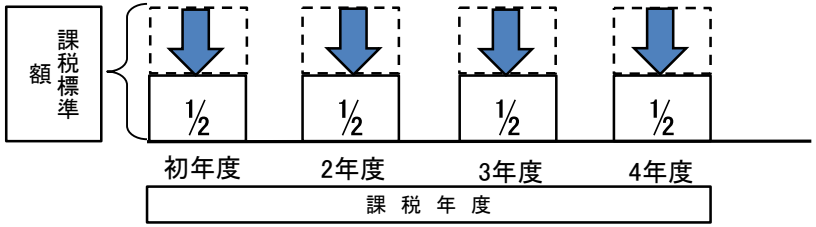

現状と課題

地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

また、福島の原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、本格的な復興・再生に向けスタートを切ったところであり、今後、官民合同チーム等による支援を通じ、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。

改正内容

本特例措置の適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。

被災代替資産関係：被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

現行制度

○ 東日本大震災により滅失等した自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る自動車関係諸税について右記の特例措置が講じられている。

税目		特例の対象	措置内容
自動車重量税	国税	平成31年4月30日までの間の最初の車検時	免除
自動車取得税	都道府県税	平成31年3月31日までの間に取得	非課税
自動車税	都道府県税	平成31年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税
軽自動車税	市町村税	平成31年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税

現状と課題

○ 被災自動車等の台数（被災自動車等に係る自動車重量税の還付件数ベース）は約16万台に上り、平成30年度に入ってもなお代替自動車等は取得されている状況にある。

※　自動車検査証の有効期間内に震災により被災を受けて廃車となった被災自動車等の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができる。

○ 現在、十分な駐車場を確保することができない仮設住宅での生活を余儀なくされている世帯（平成30年5月30日現在の応急仮設・みなし仮設住宅入居戸数は約1万6千戸）が、今後も住宅再建に併せて代替自動車を取得することが見込まれる。

○ やむを得ず早期に代替購入できない被災者に対し、復興・創生期間の終期に合わせ、平成32年度末までは特例措置を講じて、被災者の負担軽減及び生活再建を支援する必要がある。

改正内容

被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例の期限を2年間延長する。

東日本大震災事業者再生支援機構関係：経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化

現行制度

○　東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」）は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行っているが、震災支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」(注)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成31年3月末までの間、みなし譲渡益を非課税とする特例が措置されている。

（注）一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（中小企業再生支援協議会、震災支援機構等の）準則に則り作成された計画を言う。

【現行制度（31年3月末期限切れ）】

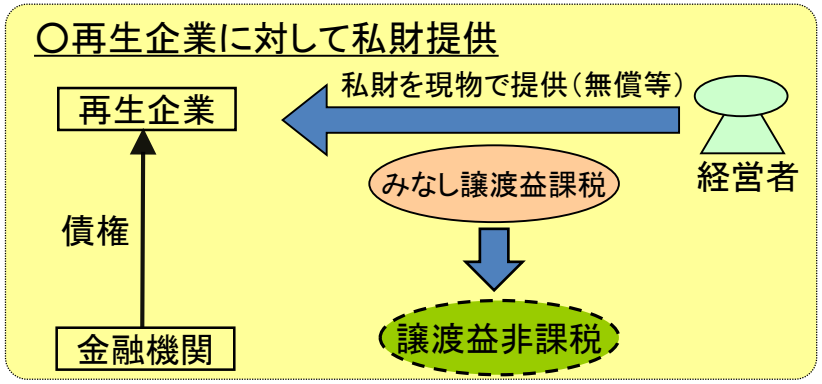

現状と課題

○　被災地域からの要望を踏まえ、平成30年2月に震災支援機構法改正により、震災支援機構の支援決定期間が約3年延長（更に1年延長可）されたところ。引き続き、震災支援機構による被災事業者の事業再生支援を効果的に実行していく観点から、本特例措置に関しては、震災支援機構による支援期間が継続している間（支援決定の日から15年以内）は存続することが必要。

○　他方、当該特例の利用に当たっては、「金融円滑化法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までに金融機関から貸付条件の変更を受けていること」が要件となっており、再生案件一般に利用することは出来ない状況。

改正内容

中小企業（震災支援機構が支援する被災事業者等）の再生を継続的に支援する必要があることから、適用対象者を拡充（金融円滑化法に係る要件を撤廃）のうえ、当該措置を恒久化すること。

特例措置の内容について

特例措置の対象者：東日本大震災の被災地（特定被災区域内）において、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業※のために買い取られる旨の証明を受けた土地及び土地の上に存する資産を事業施行者（地方公共団体）へ譲渡した者

※防災集団移転促進事業と併せて実施する事業に限り適用。

課税の特例措置　：譲渡所得の５,000万円特別控除

特例措置の適用に係る手続きについて

本特例措置を受けるためには、市町村事業については道県知事の証明が、道県事業にあっては国土交通大臣の証明が必要

特例措置の適用期間について

本特例措置は、平成３１年３月31日までに証明書の発行を受けた場合に適用

特例措置に係る事業の進捗状況について

平成３０年度末までに防災集団移転促進事業の移転先における用地買収は完了する見込み

改正内容

特例措置の適用期間を「平成３１年3月31日限り」とする（廃止）
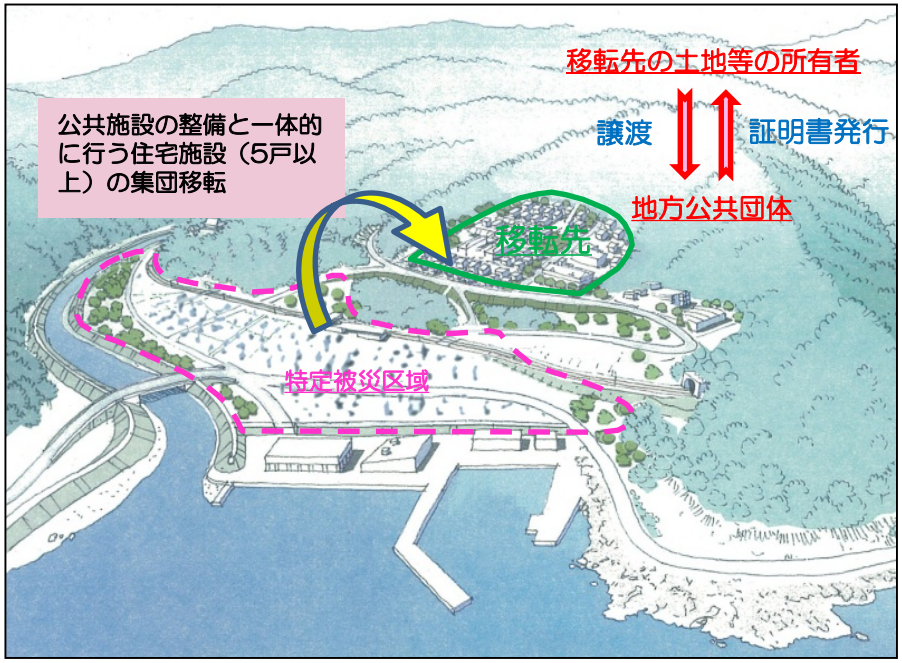
＜東日本大震災に係る防災集団移転促進事業＞